

農地法第4条・第5条の届出（市街化区域）に必要な添付書類一覧表

	添付書類	要 点
1	土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	届出前概ね3ヶ月以内のもの 【法務局】
2	付近図	縮尺1/5000～1/10,000程度の地図（住宅地図）に届出農地を明示したもの
3	実測図（求積図）	分筆登記をせずに一部を転用するときに限り添付
4	法人の登記事項証明書	届出者が法人であるとき。 【法務局】
5	仮換地証明書	届出農地が区画整理中で仮換地指定を受けている場合
6	権利者の同意書	土地に地役権、仮登記権が設定されている場合は、その権利者の同意書
7	戸籍の附票等	所有者の住所につき現住所と登記簿上とが異なる場合は、その経緯のわかる戸籍の附票又は住民票の写し 【福井市役所 市民課】
8	賃貸借の解約の書面	届出農地が賃貸借の目的となっている場合
9	真正な権利者であることを証する証明書	登記名義人が未成年者であり、親権者等の法定代理人が届出する場合は戸籍謄本 未成年者本人が届出する場合は戸籍謄本及び親権者等の法定代理人の同意書
		登記名義人が成年被後見人であり、成年後見人が届出する場合は、成年後見登記事項証明書 （戸籍に記載があり、未登記の場合は、戸籍謄本）
		登記名義人が被保佐人・被補助人であり、家庭裁判所の審判により代理権を与えられている 保佐人・補助人が届出する場合は、成年後見登記事項証明書 （また、被保佐人・被補助人本人が届出する場合は、保佐人・補助人の同意書が必要な場合 があります。戸籍に記載があり、未登記の場合は戸籍謄本。）
		相続未登記の場合は、相続関係説明図、戸（除）籍謄本、住民票の写し（又は戸籍の附票） の他に遺産分割協議書又は相続権利者全員の同意書（認印可。住民票の写し添付。）のい ずれか（相続人に未成年者が含まれるときは、家庭裁判所で特別代理人の選任を必要とする 場合があります。）
10	その他参考資料	届出目的の実現が確実であることを証する書面（宅建免許写し等）

- ◎ 届出農地が土地改良区の区域内にある場合には、必ず当該土地改良区に通知してください。
- ◎ 転用の内容について、必ず農家組合長に連絡してください。